

企業会計基準公開草案第 32 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成 19 年 3 月 14 日）を次のように改正する。（改正部分に下線を付している。）

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 14 日 改正平成 XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 12 号 「四半期財務諸表に関する会計基準」</p> <p style="text-align: right;">平成 19 年 3 月 14 日 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開 示 注記事項</p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>セグメント情報等に関する事項</u></p> <p>① <u>報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</u></p> <p>② <u>企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u></p> <p>③ <u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</u></p> <p>④ <u>報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u></p> <p>⑤ <u>重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</u></p>	<p>会計基準 四半期連結財務諸表の作成基準 開 示 注記事項</p> <p>19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>事業の種類別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）、所在地別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「所在地別セグメント情報」という。）及び海外売上高。また、企業結合や事業分離等により事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u></p>

公開草案	現行
<p>⑥ <u>のれんの金額に重要な変動が生じた場合（重要な負ののれんを認識した場合を含む。）には、その報告セグメント別の概要</u> (以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>
<p>四半期個別財務諸表の作成基準 開示 注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(5) (省 略)</p> <p>(5-2) <u>セグメント情報等に関する事項</u></p> <p>① <u>報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高</u> ② <u>企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u> ③ <u>報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容</u> ④ <u>報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要</u> ⑤ <u>重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要</u> ⑥ <u>のれんの金額に重要な変動が生じた場合（重要な負ののれんを認識した場合を含む。）には、その報告セグメント別の概要</u> (以下 略)</p>	<p>四半期個別財務諸表の作成基準 開示 注記事項</p> <p>25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(5) (省 略) (新 設)</p> <p>(以下 略)</p>
<p>適用時期等</p> <p>26. <u>平成 19 年公表の本会計基準（以下「平成 19 年会計基準」という。）は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業</u></p>	<p>適用時期等</p> <p>26. 本会計基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</p>

公開草案	現行
<p>年度から適用する。</p> <p>27. <u>平成 19 年会計基準の適用初年度においては、第 7 項(2)及び(3)の定めにかかわらず、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表を記載することを要しない。</u></p> <p>28. <u>平成 19 年会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」などの改正を検討することが適当である。</u></p>	<p>27. 適用初年度においては、第 7 項(2)及び(3)の定めにかかわらず、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表を記載することを要しない。</p> <p>28. 本会計基準を適用するにあたっては、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」、同第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」などの改正を検討することが適当である。</p>
<p>(平成 XX 年改正会計基準)</p> <p>28-2. <u>平成 XX 年改正の本会計基準（以下「平成 XX 年改正会計基準」という。）は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。</u></p> <p>28-3. <u>平成 XX 年改正会計基準の適用初年度においては、セグメント情報等に関する事項の前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する開示について記載することを要しない。また、第 19 項(7)②及び③並びに第 25 項(5-2)②及び③の開示についても記載することを要しない。</u></p> <p>28-4. <u>平成 XX 年改正会計基準の適用初年度の第 1 四半期会計期間においては、セグメント情報等に関する事項について、次の事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 報告セグメントの決定方法</p> <p>(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>議 決</p> <p>29. <u>平成 19 年会計基準は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。(以下 略)</u></p>	<p>議 決</p> <p>29. 本会計基準は、第 124 回企業会計基準委員会に出席した委員 10 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。(以下 略)</p>

公開草案	現行
<p>結論の背景 四半期財務諸表の作成基準 開示 (セグメント情報等に関する事項)</p> <p>57. <u>平成19年会計基準の審議では、セグメント情報について、①証券アナリスト等の財務諸表利用者においては、所在地別セグメント情報や海外売上高も含め、中間連結財務諸表と同様の開示ニーズが強く、②財務諸表作成者も、業績の詳細説明をする上で、セグメント別営業損益までの開示が必要であるということであった。このため、平成19年会計基準では、セグメント別売上高及び営業損益の情報については、中間連結財務諸表と同様に、事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高を開示することとしていた。</u> <u>また、セグメント別資産に重要な変動があった場合の開示については、大規模な企業買収の事例が散見されることも踏まえ、情報の有用性と事務負担を比較衡量し、企業結合や事業分離などにより事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要の開示を求めることとしていた。</u></p> <p>58. <u>しかしながら、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下「セグメント情報等会計基準」という。)により、企業は、それまでのセグメント情報の開示に代わって、国際的な会計基準で採用されているマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報及びその関連情報、固定資産の減損損失に関する報告セグメント別情報並びにのれんに関する報告セグメント別情報を年度の連結財務諸表又は個別財務諸表に開示することとされた(セグメント情報等会計基準第1項)。</u> <u>このため、当委員会は、セグメント情報等会計基準適用後の四</u></p>	<p>結論の背景 四半期財務諸表の作成基準 開示 (セグメント情報：セグメント別売上高及び営業損益情報)</p> <p>57. <u>セグメント情報については、①証券アナリスト等の財務諸表利用者においては、所在地別セグメント情報や海外売上高も含め、中間連結財務諸表と同様の開示ニーズが強く、②財務諸表作成者も、業績の詳細説明をする上で、セグメント別営業損益までの開示が必要であるということであった。</u> <u>検討の結果、セグメント別売上高及び営業損益の情報については、現行の中間連結財務諸表と同様に、事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高を開示することとした(第19項(7)参照)。</u></p> <p>(セグメント情報：セグメント別資産関連情報)</p> <p>58. <u>セグメント別資産に重要な変動があった場合の開示については、大きく分けて2つの意見があった。</u> <u>開示すべきであるとする意見は、①セグメント別資産に大きな変動があった場合には投資情報として有用であること、②セグメント別資産の大きな変動は経営管理上も把握されていると考えられること、③米国基準、国際会計基準及びカナダ基準では同様の開示が求められていることなどを理由としている。</u> <u>一方、開示する必要はないとする意見は、①セグメント別資産情報の開示は中間連結財務諸表では求められておらず、中間連結</u></p>

公開草案	現行
<p>半期財務諸表のセグメント情報の開示について、国際的な会計基準の取扱いも参考に、情報の有用性と事務負担を比較衡量した。検討の結果、平成 XX 年改正会計基準では、セグメント情報に関する事項として、報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高について開示することとし、報告セグメントの資産については、企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)①及び②並びに第 25 項(5-2)①及び②参照）。なお、報告セグメントの利益（又は損失）の開示については、財務諸表利用者の当該開示の理解に資する情報として、その合計額と四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要を開示することとした（第 19 項(7)④及び第 25 項(5-2)④参照）。</p> <p>また、セグメント情報の比較可能性を保つため、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、その内容の開示を求めることとした（第 19 項(7)③及び第 25 項(5-2)③参照）。</p> <p>58-2. さらに、情報の有用性と事務負担を比較衡量した結果、重要な減損損失を認識した場合及びのれんの金額に重要な変動が生じた場合（重要な負ののれんを認識した場合を含む。）について、その報告セグメント別の概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)⑤及び⑥並びに第 25 項(5-2)⑤及び⑥参照）。</p> <p>なお、当委員会は、セグメント情報の関連情報についても、重要な事象の発生によって当該情報の金額に著しい変動があった場合に、その概要の開示を求めるか否かを検討したが、国際的な会計基準において開示が求められていないことや、適時性に係るより強い制約を考慮し、四半期財務諸表での開示は求めないこととした。</p>	<p>財務諸表で求められていないものを四半期連結財務諸表で求めるべきではないこと、②セグメント別資産情報の作成には相当の事務負担を要するが、財務諸表利用者の関心はさほど高くないと考えられることなどを理由としている。</p> <p>検討の結果、本会計基準では、大規模な企業買収の事例が散見されることも踏まえ、事務負担と情報の有用性を比較衡量し、企業結合や事業分離などにより事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要の開示を求めることとした（第 19 項(7)参照）。</p> <p>(新 設)</p>

以 上